

元気っちゃ！やまぐち減塩ライフ 応援サポーター大募集！ (やまぐち健康応援団)



山口県では、平成27年度から県民の健康寿命延伸に向け、減塩対策に取り組んでいます。社会全体で減塩に向けた機運を高めるため、県と一緒に減塩対策に取り組んでいただける店舗や施設、事業所、団体等を「元気っちゃ！やまぐち減塩ライフ応援サポーター」として募集しています。

登録方法

「やまぐち健康応援団※」に、「減塩に関する取組（裏面参照）」の要件を満たして登録

【登録手順】（手続きは簡単です！）

- ①健康づくりの主体的な取組
減塩に関する取組みに主体的に取り組んでください！
- ②登録申請書の提出
管轄の健康福祉センター等に、登録申込書を提出してください。
・様式は、県ウェブサイト（健康やまぐちサポートステーション）からダウンロードすることができます。
・既に健康応援団に登録されている場合は「変更届」を提出してください。
- ③登録項目・登録内容の確認
最寄りの健康福祉センターがお電話や現地確認などにより、登録内容について確認をさせていただきます。
- ④登録証の交付
「やまぐち健康応援団登録証」及びステッカー等を交付しますので、見やすい場所に掲示してください。

⇒「やまぐち健康応援団」への登録と同時に、
「元気っちゃ！やまぐち減塩ライフ応援サポーター」にも登録完了です！

サポーター特典

- ①県ウェブサイト等でのPR
- ②普及啓発グッズの配布（ステッカー、ミニのぼり、広報リーフレット等）
- ③応援サポーターロゴの使用
（ただし、個別の商品等への貼り付けや個別の商品等を推奨するような表示への使用はできません）



スマイルくん

※やまぐち健康応援団とは

県民の方を対象に、食生活や運動など健康づくりの各分野で主体的な取組を行う事業所・団体等を登録する制度です。

登録団体は、県、市町や関係機関と連携・協力を図り、県民の健康づくりを支援します。詳しくは、ウェブサイト（健康やまぐちサポートステーション）を御覧ください。

<http://www.kenko.pref.yamaguchi.lg.jp/>

お問い合わせ先：山口県 健康福祉部 健康増進課 健康づくり班
TEL:083-933-2950 FAX:083-933-2969

なぜ減塩？（裏面に続く）

●食塩（ナトリウム）は体液の調整等、身体の機能を維持するためには大切なものですが、食塩を摂りすぎると、生活習慣病発症のリスクが高くなるといわれています。

- ・体内の水分量が増し、血圧上昇 ⇒ 高血圧症 ⇒ 脳血管疾患
- ・ナトリウムを排出する腎臓へ負担をかける ⇒ 腎臓疾患 等

●山口県民の食塩摂取量は、男性：11.6g 女性：9.1g と、国の示す目標値（男性：8g 女性：7g）と比べて上回っており、全国的にも高い水準にあることから、生活習慣病の予防、ひいては、健康寿命の延伸に向けて、減塩対策は重要な課題となっています。

元気っちゃ！やまぐち減塩ライフ応援サポーター 登録基準 ※（やまぐち健康応援団）登録基準の抜粋
「やまぐち健康応援団」の登録基準のうち、減塩に関する下記要件のいずれかを満たしていること

1 食と栄養による健康のまちづくり	<対象>食品衛生許可証が交付された営業施設（食品衛生法施行令第35条第1号から第3号まで又は第32号のいずれかに規定する営業に限る）又は給食施設
(1) エネルギー、栄養素等の情報提供	
③食塩量の表示	1食に含まれる食塩相当量を表示している
(2) ヘルシーメニューの提供	
③減塩のための一工夫を行っている	1メニューつまみの塩を減らしている、だし・香辛料・酸味を効果的に使用したり、砂糖を減らすなどして、塩を減らす取組を行い、かつ、それを明示している
④調味料使用量の調節が可能な方法での提供	つけダレ等を別容器に配膳し、喫食者が味の濃さを調節できるように提供している
⑤1食あたりに含まれる食塩量が3g未満の食事の提供	主食、主菜、副菜が揃い、1食あたりに含まれる食塩相当量が3g未満のメニューを提供し、かつ、それを明示している
3 社会環境の整備による健康のまちづくり	
(6) 塩分摂取量の減少に資する取組の実施	
①減塩コーナー等の設置	店舗等に減塩・低塩商品等の減塩に資する商品の購入促進が図れるような減塩コーナー等の設置を行っている
②減塩・低塩等商品の製造・販売	減塩・低塩等商品の製造・販売を行っている
③減塩に関する普及啓発の実施	減塩に関する情報提供を行っている

申込書の提出先

提出先	所在地	電話番号/FAX 番号	備考（店舗等所在市町）
山口県健康福祉部 健康増進課	〒753-8501 山口市滝町 1-1	TEL 083-933-2950 FAX 083-933-2969	下関市及び全県にわたる事業所、団体が一括して登録する場合
岩国健康福祉 センター	〒740-0016 岩国市三笠町 1-1-1	TEL 0827-29-1523 FAX 0827-29-1594	岩国市・和木町
柳井健康福祉 センター	〒742-0031 柳井市南町 3 丁目 9-3	TEL 0820-22-3631 FAX 0820-22-7286	柳井市・周防大島町・上関町・田布施町・平生町
周南健康福祉 センター	〒745-0004 周南市毛利町 2-38	TEL 0834-33-6425 FAX 0834-33-6510	下松市・光市・周南市
山口健康福祉 センター	〒753-8588 山口市吉敷下東 3-1-1	TEL 083-934-2531 FAX 083-934-2527	山口市
山口健康福祉 センター防府支所	〒747-0801 防府市駅南町 13-40	TEL 0835-22-3740 FAX 0835-22-0962	防府市
宇部健康福祉 センター	〒755-0033 宇部市琴芝町 1 丁目 1-50	TEL 0836-31-3202 FAX 0836-34-4121	宇部市・美祢市・山陽小野田市
長門健康福祉 センター	〒759-4101 長門市東深川 1344-1	TEL 0837-22-2811 FAX 0837-22-6363	長門市
萩健康福祉 センター	〒758-0041 萩市江向 531-1	TEL 0838-25-2669 FAX 0838-26-0691	萩市・阿武町